

在宅薬学総合体制加算Ⅰについて

当薬局は、厚生労働大臣が定める施設基準を満たし、
地方厚生(支)局長へ届出を行った保険薬局です。
在宅療養中の患者様に対して、必要な薬学的管理及び
服薬指導を行うとともに、緊急時等の開局時間外における
在宅業務にも対応できる体制を整備しています。
当薬局では、施設基準に基づき「在宅薬学総合体制加算Ⅰ」を
算定しています。